番 号:160091 国 名:欧州地域

担当部署:中東・欧州部 欧州課

案件名:東欧諸国における円借款実施促進支援【有償勘定技術支援】

## 1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:円借款実施促進支援

(2)格付:2号

(3)業務の種類:専門家業務(有償勘定技術支援)

## 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間: 2016年4月下旬から2017年2月下旬まで

(2) 業務M/M:国内 1.00M/M、現地 4.77M/M、合計 5.77M/M

(3)業務日数:

国内準備	第1次現	第1次	第2次現	第2次	第3次現	第3次	第4次現
期間	地派遣	国内作業	地派遣	国内作業	地派遣	国内作業	地派遣
3日	20 日	2日	12日	1日	9日	1日	20 日
第 4 次	第5次現	第5次	第6次現	第6次	第7次現	第7次	第8次現
国内作業	地派遣	国内作業	地派遣	国内作業	地派遣	国内作業	地派遣
2日	12 日	1日	9日	1日	20 日	2日	12 日
第8次	第9次現	第9次	第10次現	帰国後整			
国内作業	地派遣	国内作業	地派遣	理期間			
2日	9日	1日	20 日	4 日			

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:4月6日(12時まで)

(4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@iica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014 年 4 月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

# 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 16点

③語学力16点④その他学位、資格等8点

(計100点)

類似業務	円借款実施促進に係る各種業務
対象国/類似地域	セルビア、ボスニア、アルバニア、トルコ、ウクラ イナ/全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:特になし
- (2)必要予防接種:なし

#### 6. 業務の背景

我が国は西バルカン地域に対して「市場経済化」、「環境保全」、「平和の定着」を主な援助重点分野として支援を行っており、現在、中東・欧州部が管轄する西バルカン地域のうちセルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ(以下「ボスニア」)、アルバニアにおける円借款の既往案件は各国毎に1案件となっている。 それぞれの国で円借款を所掌する実施機関は事業促進に努めてはいるものの知見・経験の不足が事業の遅延につながることも少なくない。

トルコにおいては、5件の円借款事業が実施中であり、プロジェクトサイトが複数に渡り、適切な状況把握に労する案件や、支払い手続きにフォローを要する実施機関を支援して、円借款事業が円滑に実施される必要がある。

ウクライナでは、ボルトニッチ下水処理場改修事業が実施されているが、現地にはJICA事務所が無く、円借款業務に不慣れな実施機関とのコミュニケーションを円滑化し、実施促進につなげる必要がある。

以上の状況を踏まえ本業務はこれら諸国を対象に、実施中円借款案件の実施促進にかかる情報 収集及び借入人・実施機関に対する支援・指導を行うことにより、円借款業務の円滑な実施、相 手国側関係機関の能力向上を図ることを目的とする。

また、対象となる実施中の円借款案件は、以下のとおりである。

# 【バルカン地域】

- ・セルビア: ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業 (L/A調印: 2011年11月24日 承諾額: 28,252百万円 )
- ・ボスニア:ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業 (L/A調印:2009年10月20日 承諾額:25,266百万円 )
- ・アルバニア:ティラナ首都圏下水道整備事業(L/A調印:2008年6月30日 承諾額:11,121百万円 )

#### 【トルコ】

- ・チョルフ川流域保全事業(L/A調印:2011年6月22日 承諾額:8,450百万円 )
- ・ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業(L/A調印:2005年2月18日(第2期) 承諾額:183,789 百万円(第2期) )
- ・アンカラ給水事業(L/A調印:2009年12月28日 承諾額:26,826百万円 )
- ・地方自治体インフラ改善事業(L/A調印:2015年5月15日 承諾額:45,000百万円 )
- ・地方自治体下水道整備事業(L/A調印:2011年6月22日 承諾額:12,784百万円 )

#### 【ウクライナ】

・ボルトニッチ下水処理場改修事業(L/A調印:2015年6月15日 承諾額:108,193百万円 )

#### 7. 業務の内容

本業務従事者は、円借款事業の仕組み及び手続きを十分把握の上、中東・欧州部並びにJICAバルカン事務所及びJICAトルコ事務所(以下、「関連事務所」)の指示のもとに対象案件の実施に

係る情報収集及び実施促進を行う。

具体的業務内容は以下のとおりとするが、各国情勢・案件状況に応じて、派遣国の変更を含む 作業工程の変更はあり得る。

#### 【国内作業】

- (1) 国内準備期間(第1次現地派遣前:2016年4月下旬~5月上旬)
  - 中東・欧州部と協議を行い、本専門家派遣の目的・趣旨、活動方針等を確認する。
  - ② 各円借款事業の実施機関、貸付実行方式、進捗状況を確認する。
  - ③ 関連事務所と連絡を取り、現地での日程の確認を行う。
  - 4 ワークプランを作成し中東・欧州部に提出する。
- (2) 第1~9次国内作業期間(第1~9次現地派遣後:2016年5月下旬~11月上旬)
  - ① 現地派遣結果を中東・欧州部へ報告する。
  - ② 現地派遣結果に基づき、各事業に関連する資料等の情報収集を行う。
  - ③ 次回現地派遣について、関連事務所と連絡を取り、現地での日程確認を行う。
- (3) 帰国後整理期間(第10次現地派遣後:2016年11月下旬~2017年2月下旬)
  - ① 第10次現地派遣結果を中東・欧州部へ報告する。
  - ② 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

#### 【現地作業】

(1) 第1次現地派遣期間(2016年5月上旬~5月下旬)

派遣予定国:セルビア、ボスニア

対象案件:ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業、ウグレヴィック火力発電所排煙 脱硫装置建設事業

- ① バルカン事務所と両国各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
- ② 実施機関等と打合せを行い、各事業に係る現場ベースでの進捗状況の確認を行う。
- ③ 事業毎に実施促進に係る問題点の整理等を行う。
- ④ 実施機関等に対し、各事業の進捗に応じて以下の事項を含む円借款の制度・手続きに係る情報収集・助言を行う。
  - (7) 資機材・役務の調達手続き
  - (イ) 貸付実行手続き
  - (ウ) プログレスレポートの適切な作成方法
- ⑤ 第1次現地業務結果報告書を作成し、C/P及びバルカン事務所へ報告する。
- (2) 第2次現地派遣期間(2016年6月上旬~6月中旬)

派遣予定国:トルコ

対象案件:地方自治体インフラ改善事業、チョルフ川流域保全事業、地方自治体下水道整備 事業

- ① トルコ事務所と各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
- ② 対象案件において対応すべき課題や取り組むべき事項の洗い出しを行う。
- ③ 対象案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ④ 第2次現地業務結果報告書を作成し、C/P及びトルコ事務所へ報告する。
- (3) 第3次現地派遣期間(2016年6月中旬~6月下旬)

派遣予定国:ウクライナ

対象案件:ボルトニッチ下水処理場改修事業

- ① 中東・欧州部と事業の派遣前時点までの進捗状況と今後のスケジュール等の確認・把握 を行う。
- ② 現地実施機関のコンサルタント選定の進捗を確認し、①と齟齬が無いか確認する。

- ③ 当該案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ④ 第3次現地業務結果報告書を作成し、C/P及び中東・欧州部へ報告する。
- (4) 第4次現地派遣期間(2016年7月上旬~7月下旬)

派遣予定国:セルビア、アルバニア

対象案件:ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業、ティラナ首都圏下水道整備事業

- ① バルカン事務所と各事業の進捗状況・対応すべき課題や事項の確認・把握を行う。
- ② 対象案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ③ ティラナ首都圏下水道整備事業に関しては、工事契約金額の増額変更等に係るスケジュールを明確にする。
- ④ ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業に関しては、第1次現地派遣で入手した情報を更新しつつ既往円借款案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ⑤ 第4次現地業務結果報告書を作成し、C/P及びバルカン事務所へ報告する。
- (5) 第5次現地派遣期間(2016年8月上旬~8月中旬)

派遣予定国:トルコ

対象案件:アンカラ給水事業、ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業

- ① トルコ事務所と各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
- ② 対象案件において対応すべき課題や取り組むべき事項の洗い出しを行う。
- ③ 対象案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ④ 第5次現地業務結果報告書を作成し、C/P及びトルコ事務所へ報告する。
- (6) 第6次現地派遣期間(2016年8月下旬~9月上旬)

派遣予定国:ウクライナ

対象案件:ボルトニッチ下水処理場改修事業

- ① 中東・欧州部と事業の今後のスケジュール等の確認・把握を行う。
- ② 現地実施機関のコンサルタント選定の進捗が、①と齟齬が無いか確認する。
- ③ 現地実施機関と入札書類作成に係る助言・スケジュールの確認をする
- ④ 第3次現地派遣で入手した情報を更新しつつ当該案件の実施促進に係る情報収集・助言を 行う。
- ⑤ 第6次現地業務結果報告書を作成し、C/P及び中東・欧州部へ報告する。
- (7) 第7次現地派遣期間(2016年9月上旬~9月下旬)

派遣予定国:セルビア、ボスニア

対象案件:ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業、ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業

- ① バルカン事務所と各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
- ② 第1次・第4次(第4次はニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設事業のみ)現地派遣で入手した情報を更新しつつ既往円借款案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ③ 第7次現地業務結果報告書を作成し、C/P及びバルカン事務所へ報告する。
- (8) 第8次現地派遣期間(2016年10月上旬~10月中旬)

派遣予定国:トルコ

対象案件:地方自治体インフラ改善事業、チョルフ川流域保全事業、地方自治体下水道整備 事業

- ① トルコ事務所と各事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
- ② 第2次現地派遣で入手した情報を更新しつつ既往円借款案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ③ 第8次現地業務結果報告書を作成し、C/P及びトルコ事務所へ報告する。

(9) 第9次現地派遣期間(2016年10月中旬~10月下旬)

派遣予定国:ウクライナ

- ① 中東・欧州部と事業の今後のスケジュール等の確認・把握を行う。
- ② 現地実施機関のコンサルタント選定の進捗が、①と齟齬が無いか確認する。
- ③ 現地実施機関と入札書類作成に係る助言・スケジュールの確認をする
- ④ 現地実施機関と入札・評価・契約交渉に係る助言・スケジュールの確認をする
- ⑤ 第6次現地派遣までに入手した情報を更新しつつ当該案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ⑥ 第9次現地業務結果報告書を作成し、C/P及び中東・欧州部へ報告する。
- (10) 第10次現地派遣期間(2016年10月下旬~11月中旬)

派遣予定国:アルバニア

対象案件:ティラナ首都圏下水道整備事業

- ① バルカン事務所と当該事業の進捗状況等の確認・把握を行う。
- ② 第4次現地派遣で入手した情報を更新しつつ当該案件の実施促進に係る情報収集・助言を行う。
- ③ 工事契約金額の増額変更等に係る今後の対応について、C/Pと認識合わせを行う。
- ④ 第10次現地業務結果報告書を作成し、C/P及びバルカン事務所へ報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1)ワークプラン(第1次現地派遣前)(和文2部)
- (2)業務従事月報(毎月)(和文1部)
- (3) 現地業務結果報告書(各派遣時)(英文1部、和文2部) 記載項目は以下のとおり。
  - ①業務の具体的内容
  - ②業務の達成状況
- (4) 専門家業務完了報告書(和文2部)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4残された課題
- ⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

#### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</a>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。航空賃については成田(日本)ーベオグラード(セルビア)、成田(日本)ーアンカラ(トルコ)、成田(日本)ーキエフ(ウクライナ)を計上して下さい。バルカン地域内の移動に係る航空賃はJICAから別途手配します。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html

(3) 戦争特約保険料

適用外

(4) 一般管理費等の上限加算 適用外

## 10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
  - ①現地業務日程

ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

特になし

③ 便宜供与内容

各国のJICA事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要に応じて手配

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じて手配

カ) 執務スペースの提供

必要に応じて事務所内の執務スペース提供(ネット環境完備)

# (2)参考資料

本業務に関する以下の資料(事前評価表)が当機構のウェブサイトで公開されています。 6.業務の背景に記載している案件基本情報を参照してください。

# 【バルカン地域】

ニコラ・テスラ火カ発電所排煙脱硫装置建設事業

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\_SRB-P1\_1\_s.pdf

ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設事業

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009\_BH-P2\_1\_s.pdf

ティラナ首都圏下水道整備事業

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008 ABA-P3 1 s.pdf

## 【トルコ】

チョルフ川流域保全事業

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\_TK-P19\_1\_s.pdf

ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業(II)

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004\_TK-P17\_1\_s.pdf

アンカラ給水事業

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009\_TK-P18\_1\_s.pdf

#### 地方自治体インフラ改善事業

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\_TK-P21\_1\_s.pdf

#### 地方自治体下水道整備事業

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\_TK-P20\_1\_s.pdf

## 【ウクライナ】

## ボルトニッチ下水処理場改修事業

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\_UKR-P2\_1\_s.pdf

### (3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の 趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口ま たはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上